

令和 7 年度
徳島県幼稚園等教育課程研究集会
実施要項

主催 徳島県教育委員会

令和7年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会 実 施 要 項

1 目 的

幼稚園等の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題について協議し、教員の指導力を高め、幼稚園教育の振興・充実を図る。

2 主 催

徳島県教育委員会

3 日時・場所

令和7年7月25日（金） 徳島県立総合教育センター 2階 大研修室
板野郡板野町犬伏字東谷 1-7 電話 088-672-5000

4 日 程

9:15	9:45	10:00	12:00	13:00	13:50	14:00	14:50	15:00	15:50	16:00
受付	開会 イントロ ダクション	講演	昼食	研究発表 ①	休憩	研究発表 ②	休憩	協議	閉会 リフレク ション	

(1) 講演「先生が、子供が、カリキュラムがつながる

～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」

文部科学省 初等中等教育局 視学官

幼児教育課 幼児教育調査官 横山 真貴子 氏

(2) 協議主題

幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について

5 参 加 者

指導主事、幼稚園・保育所・認定こども園の園（所）長、副園（所）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、保育士等、特別支援学校（幼稚部）・小学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師等 約60名

6 事前研究と研究発表

参加者は、研究集会の成果を上げるため、協議主題についての事前研究を行い、A4用紙1～2ページ程度（両面印刷1枚）にまとめて、研修集会において参加者に配付する。

研究発表者は、協議主題についての研究をA4用紙3～4ページ程度（両面印刷2枚程度）に資料をまとめて、研究集会の参加者に配付する。発表時間は、一人あたり20分間程度とする。

※なお、研究集会資料作成に当たっては、著作権及び個人情報の取扱いに留意し、貴園・所の管理職の了承を得て提出すること。

＊研究資料は各自 50 部印刷すること。

〔研究資料の様式〕

令和 7 年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会資料		整理番号
		例 25(名簿番号)
園(所)名 氏名		
研究主題		
1 本文		
(1)		
①		
ア		

7 司会者・研究発表者・助言者等の打合せについて

出張等の精選のため実施しませんが、適宜連絡を取り合って事前準備を進めてください。

- 発表者は、助言者の指導を受けるとともに、司会者に発表内容等を伝える。
- 司会者は、発表者の内容や主題解説等をもとに、討議の柱を助言者と検討する。
- 記録者は、当日の研究発表の内容を記録し、所定の様式で期日までに提出する。

なお、役員には、確認事項や様式等についての文書を県教育委員会義務教育課担当から送付します。

8 その他

- (1) 研究集会参加者は、研究資料とともに、幼稚園教育要領解説（幼児教育施設の関係者のみ）や協議に使用する実践記録等を持参してください。
- (2) 参加者の旅費について県費からの支出はありません。

- (3) やむを得ず欠席する場合は、あらかじめ管理職（緊急の場合は本人）が担当者まで電話連絡し、管理職は、速やかに欠席届を「徳島県教育委員会義務教育課長」にメールに添付して提出してください。送付は、園代表メールアドレスもしくは管理職のメールアドレスから行うようにしてください。欠席届の様式は、徳島県保育・幼児教育センターのWebサイト (<https://youjikyoku.tokushima-ec.ed.jp/>) からダウンロードできます。

【提出先】 徳島県教育委員会義務教育課

gimukyoku_1@g.tokushima-ec.ed.jp

※公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園においては、所管の市町教育委員会又は児童福祉担当部局へもメールに添付して提出してください。

- (4) 研修当日、出発地又は研修会場までの経路を含む地域に、特別警報又は暴風警報、大雪警報が発表されたことにより旅程に支障がでる場合は、管理職を通して電話連絡してください。欠席の場合は(3)の手順に従ってください。
- (5) 服装は、研修にふさわしい服装で参加してください。5月～10月に実施する研修についてはエコスタイル（夏はノー上着・ノーネクタイ等）で結構です。
- (6) 研修当日、午前7時の時点で研修会場を含む地域（総合教育センターの場合は「板野町」地域）に、特別警報又は暴風警報、大雪警報が発表中の場合は、その日の研修講座等は中止します。後日、振り替えて実施することはありません。
- (7) 昼食は各自で御準備ください。
- (8) 本研修講座は、ミドルリーダー研修受講者が選択する研修講座として受講可能な研修講座です。

令和7年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会役員

	役 割	所 属	氏 名
研究発表①	司 会	松茂町立松茂幼稚園 主任教諭	村上 泰子
	発 表	東みよし町立みかも認定こども園 副主任保育教諭	高橋 知子
	助 言	徳島県保育・幼児教育アドバイザー	南 妃佐恵
	記 録	石井町藍畑幼稚園 主任教諭	高橋 真三美
研究発表②	司 会	松茂町立松茂幼稚園 主任教諭	村上 泰子
	発 表	徳島市立津田幼稚園 教諭	植林 直子
	助 言	徳島市教育委員会学校教育課 指導主事	木村 佳代子
	記 録	鳴門市桑島幼稚園 教諭	吉村 早紀

都道府県協議会協議主題について

「令和 7 年度 幼児教育の理解・発展推進事業 解説」

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

(出典：「初等教育資料」令和 7 年度 4 月号)

(1) 都道府県協議会協議主題

幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について

(2) 協議主題解説

3 要領・指針及び小学校学習指導要領には、幼児教育と小学校教育の円滑な接続について、それぞれ明確に示されていることは周知のとおりである。また、令和 5 年 2 月に取りまとめられた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、「審議まとめ」とする。中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会)では、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間を「架け橋期」と称して、0 歳から 18 歳までの学びの連続性に配慮しつつ、架け橋期の教育の充実に図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要である旨が示されている。幼児教育と小学校教育が円滑に接続するようにすることは、幼児教育の成果が小学校教育につながることであり、子供の発達と学びが連続するということである。そして、架け橋期の教育の充実のために、幼児教育施設や小学校、地方自治体の教育委員会・保育担当部局など、子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働することが求められているところである。

そのような中、令和 6 年 10 月に「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告」(以下、「最終報告」とする)が取りまとめられた。最終報告においては、改めて「幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることや、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実に図ることが必要である」と明記された。また、「平成 29 年告示の 3 要領・指針や小学校学習指導要領等が施行してから間もなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により幼保小の連携・接続の取組を中断せざるをえなくなったことや、地域の教育に関する基本方針・基本計画等に幼保小の連携・接続が位置付けられていない場合があること、地方自治体の強いリーダーシップや幼保小の管理職の理解がないと、幼児教育施設と小学校との相互の連携・接続を進めることは容易ではないこと、さらには小学校関係者の中には、幼児教育において育みたい資質・能力は小学校教育に比して曖昧で捉えにくく、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの意見もあることなど、様々な理由から、全国的に見ると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であるという課題も生じている」と示されたところである。引き続き、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実のための取組を一体的に推進することが重要である。幼保小の関係者による連携・協働の機会が持続的なものとなり、更なる教育の充実が図られるよう、それぞれの地域の幼児教育施設の取組を核としながら、都道府県全体で取り組んでいただきたい。

【協議の視点①】

幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進

＊ 幼保小の先生が互いの教育内容や指導方法、教育の連続性・一貫性についての理解を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実現するためには、幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間において、どのような連携・協働を進めていくことが考えられるか。また、その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。

審議まとめにおいては次のように示されている。

- 3 要領・指針や小学校学習指導要領では、子供の資質・能力や学びの連続性を確保し、幼保小接続期の教育を充実することを求めている。具体的には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設は、小学校以降の教育を見通しながらその基盤となる資質・能力を育成していくことを、小学校は、幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を実施することを求めている。
- 幼保小の相互理解を図るためには、自分が所属する幼児教育施設又は小学校の教育内容等を相手に伝えるだけでなく、相手の教育内容や指導方法を理解し、自らの指導を見直し工夫することが求められる。異なる施設類型や学校種の教育内容や指導方法を理解し、指導の見直しや工夫を行うことは、幼児教育施設や小学校の先生の双方にとって、自らの指導や子供の学びを豊かにする貴重な機会につながると考えられる。

どのような連携・協働を進めていくことが考えられるか、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるかに関しては、各施設間において、幼保小の教師等が相互理解を深めることのできる連携・協働の機会を設けることが大切である。例えば、幼保小の架け橋プログラム事業採択自治体のモデル地域等においては、幼児教育施設と小学校がそれぞれの保育や授業の相互参観を実施したり、子供の学びを可視化するための共通シートを用いながら協議を実施したりするなどの工夫が図られてきた。各施設におかれては、こうした取組も参考にしつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用しながら、連携・協働を進めていただきたい。

その際、幼児教育関係者の中には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の文言のみで幼児を捉えようとしたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に幼児を当てはめて、できる・できない幼児を安易に評価したり、特定の姿に当てはまるよう指導したりしているなどの課題が指摘されているところであること、また、小学校関係者の中には、各教科等の指導を行うに当たり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的にどのように活用してよいか分からないなどの課題も生じていることから、その具体的な活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要である。

＊ 幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間における連携・協働の成果を踏まえ、各園において、遊びを通して学ぶという幼児期の特性を踏まえつつ、小学校以降の教育を見据えて小学校以降の生活や学習の基盤を育成するためには、指導計画の作成や指導の過程の評価改善等について、どのような工夫が考えられるか。

審議まとめにおいては次のように示されている。

○幼児教育と小学校教育が、それぞれの教育の充実を図るに当たり、幼児教育施設は小学校以降の教育を見据えて小学校以降の生活や学習の基盤の育成を行うとともに、小学校においては幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施することが重要である。

○幼児期は、身体と感覚・感性を通じた体験が必要な時期であることや、幼児教育はいわゆる早期教育や小学校教育の前倒しではなく、子供が主体的な遊びの中で試行錯誤し考えたり、先生の関わりや環境の構成を工夫したりすることにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現していることなど、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性がある。

○小学校においては、幼児教育施設において「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」に向けた資質・能力の芽生えを培っていることを踏まえ、その芽生えを更に伸ばしていくべく、幼児教育の成果を生かした教育活動に取り組むことが求められている。

○架け橋期における資質・能力を幼保小の先生が共に明確化することにより、各教科等の内容との関連を考えやすくなる。検討に当たっては、話を聞ける、ルールを守れるといったことではなく、3要領・指針及び小学校学習指導要領における「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を踏まえて具体的に明確化することが大切である。

指導計画の作成や指導の過程の評価・改善等に関して、まず、幼児教育と小学校教育の教育課程の構成原理等の違いは、子供の発達の段階に応じた教育を行うために必要な違いであること、子供一人一人の発達や学びは幼児期と児童期ではっきりと分かれるものではなく、つながっていることを改めて念頭に置く必要がある。幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な豊かな体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすること、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、子供が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要である。

次に、各施設間においては、単に連携・協働の機会を設けて終わらせるのではなく、そこで理解を深めた相手の教育内容や指導方法等を踏まえて、自らの指導を見直し、その改善につなげることが求められる。幼児教育施設においては、小学校教育との連続性・一貫性を踏まえつつ、園での遊びを通じた学びが実現されるよう、指導計画の作成や指導の過程の評価・改善等に取り組む必要がある。

指導計画の作成や指導の過程の評価・改善等を行うに当たって大切なことは、3要領・指針は、上位法令の違いによる文言の違いはあれども、基本的な考え方は同じであり、指導計画の作成についてもそのことは同じであるということである。具体的には、子供の実態を捉え、発達を見通し、幼稚園教師等の願いを込めながら、子供が発達に必要な体験ができるように指導計画を作成すること、この指導計画は、幼稚園教師等の予想であり、実践の中では予想外のことも生じること、そうしたときも、子供の興味や関心、思いを受け止めながら、環境を再構成していくこと、そして、子供の実態を通して、保育を振り返り、明日の保育を考えることが大切である。

指導計画の作成において、子供の実態を捉えることは重要であり、その視点として、例えば次のことなどが考えられる。

- ・子供らしいサインをキャッチする
- ・過去の体験と今の姿との関連を捉える
- ・長い目で見る
- ・多面的に捉える
- ・集団の中での子供を捉える

保育の展開においては、次のような視点が必要である。

- ・子供は何に関心を抱いているのか
- ・何に意欲的に取り組んでいるのか、あるいは取り組もうとしているのか
- ・何に行き詰っているのか

これらの状況を捉えて、さらに次の時期の子供の生活を見通して指導計画を立てることが必要である。例えば、子供が今取り組んでいることを十分にできるようにすることも考えられるし、新たな活動を生み出せるようにすることも考えられ、これまでの生活の流れや子供の意識の流れを考慮して指導計画を作成することになる。

こうした「幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、評価に基づいた新たな指導計画の作成」といった循環の中で、指導計画を改善していくことは、充実した園生活をつくり出す上で重要であり、充実した園生活を通して、幼児期に育みたい資質・能力が育まれていく。そして、この循環を通じて幼児教育の質を高めていくことが、小学校以降の教育に円滑に接続することにつながる大切なことである。

なお、文部科学省ホームページに次の資料を掲載している。幼児教育の実践が更に充実するよう、これらの資料を参考にしていきたい。

- ・「幼児理解に基づいた評価」平成31年3月
- ・「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」令和3年2月
- ・「指導と評価に生かす記録」令和3年10月

文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019.htm

【協議の視点②】

架け橋期のカリキュラムの開発・実施

＊教育の連続性・一貫性を踏まえ、幼保小が協働して「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を明らかにするとともに、これらを基にして「園で展開される活動」や「小学校の各教科等の単元構成等」等を具体的に明確にしながら、架け橋期のカリキュラムを作成していくためには、どのように進めていけばよいか。

審議まとめにおいては次のように示されている。

○3要領・指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等や小学校学習指導要領を参照しながら、地方自治体が定める教育に関する基本的な方針等や幼児教育施設・小学校の教育目標、子供の実態等を踏まえて、幼保小が協働して「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を明らかにするとともに、この「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を基にして、「園で展開される活動」や「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等」等を具体的に明確化していくことが考えられる。そして、このような取組を幼保小それぞれのカリキュラム・マネジメントと連動させていくこ

とが大切である。

○幼児期の遊びを通した学びが小学校の学習にどのようなにつながっているかについて、幼保小の先生が子供の姿の事例を通して、具体的に対話することが重要になる。例えば、幼児期に友達と集めた木の実の合計の数を数えたり、同数に分け合ったりすることは数への興味や関心を高め、小学校の算数の学習にもつながっていくものである。このような具体的な事例を用いて、大事にしている子供の経験等の対話を通じて相互理解を深めていくことが非常に重要であり、幼児期の興味や関心に基づいた多様な体験が小学校以降の学習や生活の基盤となること、ひいては言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な力の育成等につながっていくことについて共通理解を図ることが求められる。

○小学校入学当初は、生活科を中心としたスタートカリキュラムの編成・実施により、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びと成長を踏まえて、子供が主体的に自己発揮できるような場面を意図的につくることが求められている。小学校においては、架け橋期のカリキュラムの実効性を高めるためにも、幼児教育と小学校教育の円滑な接続において重要な役割を担うスタートカリキュラムの位置付けを再確認し、架け橋期のカリキュラムを踏まえた教育課程の編成・実施・改善を進める中で、スタートカリキュラムの充実を図ることが必要である。

小学校以降の教育においては、現在、多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるよう、「令和の日本型学校教育」の実現を目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくことが求められているところである。こうした小学校以降で進められている教育の方向性は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっていると考えられ、小学校においても「環境を通して行う教育」を参考に取り入れていくことは有効であると考えられる。そのため、小学校教育で扱う内容を前倒しして幼児教育施設において扱ったり、小学校で行う活動と同様の活動を単に幼児教育施設で取り入れたりするのではなく、幼保小の教師等が、幼児一人一人の興味や関心に基づいた遊びを通した学びが小学校の学習にどのようなにつながっているのかを可視化して共通理解を図りながら、架け橋期のカリキュラムの作成を進めていくことが重要である。

すでに一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り組みられ、幼児教育施設において、小学校の各教科等で積み重ねられてきた指導の専門性等を参考に、幼児の主体的遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において、入学当初の小学校教師等の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきたりしているなどの成果が上がっているところである。各施設においては、これらの成果につながる取組を参考にするなどして、架け橋期のカリキュラムの作成を進めていきたい。

*架け橋期のカリキュラムの実効性を高めるなど、幼保小の接続の取組について、家庭や地域との連携を図りながら評価・改善・発展させ、持続可能なものとしていくためには、自治体や各幼児教育施設・小学校において、どのように進めていけばよいか。

審議まとめにおいては次のように示されている。

○架け橋期のカリキュラムを作成した後は、その実効性を高めていくため、幼保小が架け橋期の教育や子供の姿等を共に振り返り、教育の改善・充実につなげていくことが重要である。

○架け橋期のカリキュラムにおいて明確化された資質・能力がどのように育まれたかについて、小学校一年生の修了時期を中心に幼保小が共に振り返り、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価することが考えられる。また、当該評価を踏まえて、幼保小それぞれの教育の充実(各幼児教育施設・小学校の教育課程編成や指導計画作成等)につなげていくことが期待される。

○架け橋期の継続的なPDCAサイクルを構築していくためには、幼保小の接続担当を園務・校務分掌に位置づけ、幼保小の合同会議等をオンラインも適宜活用しながら定期的で開催するなど、幼保小の対話を継続するための工夫が必要である。その際、幼保小の合同会議では、参加者が互いに尊重し合いながら率直に語り合い、架け橋期という重要な時期を担う仲間として学び合えるような同僚性を形成しながら対話を行うことが重要である。また、架け橋期のカリキュラムに取り組む意義やねらい、子供の変容等について共有を図りつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用しながら、具体的に話し合い、目の前の子供の実態に応じて、架け橋期のカリキュラムの実践・改善等を行っていくことも大切である。

○このように継続的に行われる対話においては、幼保小だけでなく、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、コミュニティ・スクール等を活用し、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとしていくことが重要である。その際、幼児教育施設における遊びは、先生の意図的、計画的な教育であることが保護者や地域住民には伝わりにくいため、遊びを通した学びが小学校以降の教育の基盤につながっていくことについて、幼保小が連携して発信することが重要である。

このように、架け橋期の教育の充実に当たっては、幼保小の教師等の対話や、保護者や地域住民への発信等を通じて、架け橋期のカリキュラムの実践・改善に継続的に取り組んでいく必要がある。また、保育を公開したり事例を持ち寄ったりするなどして対話することを通じて、幼児が主体的に遊ぶ姿や学びの過程についての理解を深めるなどすることは、幼児教育の質の向上を図っていくことにつながることを期待できる。こうした取組を保護者や地域住民へ発信していくことで、幼児教育の基本的な考え方を社会と共有することも期待できる。

さらに、こうした取組を持続可能なものとするためには、各施設に閉じた取組で終わらないよう、自治体内の関係部局や自治体と各施設が積極的に連携していくことが重要である。例えば、研修等の機会を通じて各施設における架け橋期の取組を域内に展開したり、架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザー等の派遣を通じて、各施設間の取組をつなげたりするなどの連携が考えられるだろう。具体的には、令和6年12月に行われた「令和6年度幼児教育の理解・発展推進事業中央協議会 シンポジウム『幼児教育・保育の質の向上に向けた地域における連携体制の構築・展開・発展』」の報告まとめを、「初等教育資料」令和7年3月号に掲載しているので、参考にしていきたい。

幼児教育施設と小学校、そして自治体等、子供に関わる全ての大人が、どのような子供を育てていきたいのかという目標を共有し、それぞれの地域のよさを生かすとともに課題を捉えて、それぞれの専門性を発揮しながら、その実現に向けた実践に取り組めるよう、具体的な方策等について、協議によって明らかにしていきたい。

【参考資料】

○「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」

○令和5年2月27日「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について

て～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」中央教育審議会初等中等教育分科
会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

○令和6年10月 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者
検討会最終報告」

○令和7年3月 幼保小の架け橋プログラム事業採択19自治体成果報告書

（協議主題の理解を深めるために必要な資料等）

○幼稚園教育要領及び同解説

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほ
しい姿」

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

2 指導計画の作成上の基本的事項

3 指導計画の作成上の留意事項

4 幼児理解に基づいた評価の実施

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び同解説

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼
児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(1) 指導計画の考え方

(2) 指導計画の作成上の基本的事項

(3) 指導計画の作成上の留意事項

(4) 園児の理解に基づいた評価の実施

○保育所保育指針及び同解説

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

(2) 指導計画の作成

(3) 指導計画の展開

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第2章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

○小学校学習指導要領及び同解説

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

※「第2章 各教科」における生活においては、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。」とされており、国語、算数、音楽、図画工作、体育、「第6章 特別活動」においては、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。」とされている。

- 「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」（令和3年2月 文部科学省）
- 「指導と評価に生かす記録」（令和3年10月 文部科学省）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月 文部科学省）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」（令和4年3月 文部科学省）
- 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」（令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）
- 「遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽” ～「やってみたい」から始まる学びの芽（知識・技能や思考力等の基礎、学びに向かう力）の育成～（動画コンテンツ）」（令和6年4月 文部科学省）
- 「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？（幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料）」（令和6年4月 文部科学省）
- 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」（令和6年10月 文部科学省）